

平成 25 年 11 月 5 日
東京電力株式会社

水道事業者さまに係る賠償の考え方

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「弊社事故」）により、被害を受けられた皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、改めて心よりお詫び申し上げます。

弊社は、現在、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で、弊社事故によりご被害を受けられた皆さまへの賠償金のお支払いに取り組んでいるところでございます。

水道事業者さまへの賠償につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等（以下、「中間指針等」）を踏まえ、現在では、平成 23 年 3 月から平成 25 年 3 月までの間に被られた弊社事故と相当因果関係が認められるご損害につきまして、賠償金のお支払いを鋭意進めているところでございます。

平成 25 年 4 月以降に被られた弊社事故によるご損害に係る賠償金のお支払いのご案内につきましては、大変申し訳ございませんが、ただいま鋭意準備を進めているところでございますので、お待ちいただきますようお願い申し上げます。

このたびは、水道事業者さまが被られたご損害に対する弊社の基本的な考え方につきまして、別紙のとおりお示しいたしますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、誠意をもって迅速かつ公正に対応してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 基本的な考え方

弊社事故から一定期間を経過し、法令や政府指示等の改正等や水道水や浄水発生土からの弊社事故にともなう放射性物質の検出状況等、水道事業者さまを取り巻く状況にも変化等が生じており、弊社事故によるご損害の発生状況は、水道事業者さまごとに大きく異なる状況にもあると考えております。

従いまして、水道事業者さまごとにご事情を確認させていただき、弊社事故によるご損害に適切に対応させていただきたいと考えております。

2. 法令・政府指示等にともない負担を余儀なくされた追加的費用

中間指針等を踏まえ、国民の生命や健康を保護することを目的に合理的理由に基づき出された政府指示等により、負担を余儀なくされた追加的費用につきまして、水道事業者さまのご事情を確認させていただき、必要かつ合理的な範囲を賠償させていただきます。

- (1) 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下、「特措法」)

特措法にともない負担を余儀なくされた追加的費用につきましては、国が必要な費用についての財政上の措置他を講ずることを踏まえ、適切に対応させていただきます。

- (2) 「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」(平成 24 年 3 月 5 日、指示文書) ※1

重点的にモニタリングを実施している福島県及びその近隣の 10 都県並びに特措法に基づく除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の水道事業者さま（本州から地理的に離れ、水道水源が独立している島嶼部を除く。）において、水源や放射性物質の検出状況や検出可能性に応じて指示されている水道水又は水道原水のモニタリングに係る費用につきまして、必要かつ合理的な範囲を賠償させていただきます。

- (3) 「「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」について」(放射性物質が検出された浄水発生土の当面の取扱いに関する考え方について) (平成 23 年 6 月 16 日、指示文書) ※2

「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」(平成 25 年 3 月 13 日、指示文書) ※3

当該政府指示において用途に応じて設定されている規制値に対し、過去の放射性物質検査の結果等から規制値を超過する虞がある場合、又は取引先からの合理的な理由に基づく引き取り条件として提示された場合の放射性物質検査に係る費用につきまして、必要かつ合理的な範囲を賠償させていただきます。

3. 取引先からの要請により負担を余儀なくされた追加的費用

弊社事故にともなう放射性物質による浄水発生土の汚染を懸念した取引先からの要請や引き取り忌避により、負担を余儀なくされた追加的費用につきまして、必要かつ合理的な範囲を賠償させていただきます。

なお、風評被害の発生状況につきましては、弊社事故から一定期間を経過していることを踏まえ、客観的な統計データを参照しつつ、取引数量・価格の状況や具体的な引き取り拒否等の発生状況、対象となる水道事業者さまの地域事情や特殊性等を勘案し、個別にご事情を確認させていただき、弊社事故によるご損害に適切に対応させていただきたいと考えております。

(1) 検査費用

弊社事故にともなう放射性物質による浄水発生土の汚染を懸念した取引先からの合理的な理由に基づく引き取り条件として提示された放射性物質検査に係る検査費用につきまして、必要かつ合理的な範囲を賠償させていただきます。

<確認させていただくご事情（例）>

- ・放射性物質の検出状況
- ・周辺地域での取引状況 等

(2) 保管・処分に係る追加的費用

弊社事故にともなう放射性物質による浄水発生土の汚染を懸念した取引先からの合理的な理由に基づく引き取り拒否や条件にともない負担を余儀なくされた保管・処分に係る追加的費用につきまして、必要かつ合理的な範囲を賠償させていただきます。

<確認させていただくご事情（例）>

- ・放射性物質の検出状況
- ・周辺地域での取引状況
- ・浄水発生土の保管を継続せざるを得ないご事情
- ・ご選択いただいた保管・処分方法の合理性
- ・弊社事故前の取引先からの取引条件との比較 等

4. その他

賠償の考え方につきまして、ご不明な点等がございましたら「福島原子力補償相談室（センター）[0120-926-404]」までご連絡いただきますようお願いいたします。

※1 「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」(平成24年3月5日、指示文書)より内容抜粋

6. 水道水のモニタリング及び検査法

(1) モニタリングの方法

エ. 検査頻度

水道水による放射性物質の年間被ばく量を把握する上で必要な頻度として、原則として1ヶ月に1回以上検査を行う。

ただし、表流水及び表流水の影響を受ける地下水を利用する水道事業者等に関しては、降雨、雪解け等の高濁度時における十分な情報が収集されるまでの間は、地方公共団体、水道事業者等の検査体制に応じて、1週間に1回以上を目途に検査し、水道原水の濁度が高い時期の水道原水及び水道水の水質結果が管理目標値を十分下回っていることを確認した後に、1ヶ月1回以上の検査とする。また、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域等の放射性セシウムが大量に沈着している地域及びその下流域等といった今後の除染活動、草木の腐植等によって放射性セシウムを吸着した土壤粒子や溶存態の放射性セシウムが公共用水域に流出して水道水源に到達するおそれのある水道事業者等については、必要に応じて検査頻度を高める。

十分な検出感度による水質検査によっても3ヶ月連続して水道水又は水道原水から放射性セシウムが検出されなかった場合、以降の検査は3ヶ月に1回に減ずることができる。

オ. 検査頻度及び検査地点を減ずることができる場合

水道原水の濁度が高い時期の水道原水及び浄水の水質検査結果が管理目標値を十分下回っていること及び浄水発生土中の放射性セシウム濃度から推計される水道原水中の放射性セシウムの放射能濃度のオーダーが管理目標値に比べて十分低いこと等が確認された水道事業者等にあっては、当該水源への放射性セシウムの混入レベルが十分低いものとして、検査頻度及び検査地点をさらに減ずることができる。

また、流域単位で代表性のある箇所での水道原水のモニタリング体制が整っている場合には、代表性のある箇所における水道原水の水質が、その水源を利用する全ての水道事業者等の水道原水の水質とみなしても差し支えないと考えられるため、代表性のある箇所における水道原水の放射性セシウムの濃度レベルが十分低い場合には、その水源を利用する水道事業者等が実施した水質検査結果を他の水道事業者等が活用することにより、検査頻度及び検査地点を減ずることができる。水道用水供給事業者から受水している水道事業者は、当該水道用水供給事業者の浄水又は水道原水の水質検査結果を活用することが可能である。

※2 「「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」について」（平成23年6月16日、指示文書）より内容抜粋

2. 脱水汚泥等を利用した副次産物の利用について

- (1) 脱水汚泥等を再利用して生産する物については、受け入れる脱水汚泥等の放射能濃度を一定の濃度以下にすることや、他の原材料と混合・希釈すること等を考慮し、事業者等により市場に流通する前にクリアランスレベル以下になることが合理的に確保される物は、利用して差し支えない。
- (2) 例えば、セメントを生コンクリートや地盤改良材として利用する場合には、生コンクリートや土壤と混練する段階まで管理されていることから、少なくともセメントが2倍以上に希釈されることを考慮し、セメントの段階ではクリアランスレベルの2倍の濃度まで許容されることとなる。ただし、セメントとして袋詰めで一般に販売される場合には、販売店に引き渡される前に、セメントの段階でクリアランスレベル以下とすることが必要である。
- (3) 再利用に関する評価が定められていない園芸用土等の製品については、当面、製品の出荷を自粛することが適切である。今後、当該製品の利用形態に応じ、関係府省において安全性を評価した上で、出荷を再開する。
- (4) 副次産物の利用を適切に行うため、一定程度の放射能濃度が検出された自治体等の水道施設又は下水処理場若しくは集落排水施設では、脱水汚泥等の放射能濃度を継続的に計測することが適当である。

※3 「放射性物質が検出された浄水発生土の園芸用土又はグラウンド土への有効利用に関する考え方について」（平成25年3月13日、指示文書）より内容抜粋

2. 浄水発生土を園芸用土に有効利用する場合の取扱い

- (1) 農業用の培土については、農林水産省の「放射性セシウムを含む肥料・土壤改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号、23生産第3442号、23林政産第99号、23水推第418号農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官通知。別添2）において、培土中に含まれることが許容される放射性セシウムの暫定許容値を400Bq/kg（製品重量）と設定している。この濃度は、培土を農地で長期間施用しても、原発事故前の農地土壤の放射性セシウム濃度の範囲に収まり、農地への施用作業時の外部被曝が10μSv/年を下回るよう定められている。
- (2) 上記（1）の暫定許容値は農業用の培土を想定したものであるが、家庭用の園芸用土と農業用培土とでは、その製造段階、製品流通段階とともに、関係する事業者や取扱い状況が共通する部分がある。また当該暫定許容値は、流通段階の基準として既に広く浸透し、運用されている。

- (3) 净水発生土を園芸用土として有効利用する場合、通常、製品である園芸用土に対して重量混合率で10%～20%程度を混合して製造されるが、上記1.の考え方を踏まえつつ十分な安全性を見込んで、浄水場からの搬出時点で上記(1)の暫定許容値を確保できるよう、浄水場から搬出する浄水発生土の放射性セシウム濃度（放射性セシウム¹³⁴と放射性セシウム¹³⁷の合計濃度。以下同じ。）は400Bq/kg以下とすること。
- (4) なお、放射性セシウム濃度400Bq/kgの浄水発生土を重量混合率で20%混合し、製造過程で水分が20%分低下することを前提（その他の前提条件も含め、詳細は別添3のとおり。）にした場合、市場流通前の1mSv/年で管理される範囲での最大被曝線量は、園芸用土メーカーで製造作業に従事する作業員が0.015mSv/年となり、市場流通後の10μSv/年で管理される範囲での最大被曝線量は、園芸用土を利用する消費者が2.1μSv/年となる。

3. 浄水発生土をグラウンド土に有効利用する場合の取扱い

- (1) 浄水発生土をグラウンド土として有効利用する場合、通常、グラウンド等の汚染されていない土に対して体積混合率で最大30%程度を混合し、当該混合土を最大で、厚さ20cmに敷き均して利用されている（その他の前提条件も含め、詳細は別添4のとおり。）。
- (2) 上記の前提条件でクリアランスレベルの設定に用いた基準（10μSv/年）以下となるよう、浄水場からグラウンド土に有効利用する場合は、浄水発生土の放射性セシウム濃度は200Bq/kg以下とすること。

以上